

栃木市立吹上小学校いじめ防止基本方針

平成26年1月制定

平成29年4月改訂

平成30年4月改訂

令和 5年4月改訂

I いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組めます。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない心」を育成することで、自ら解決を図れるように努めます。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨き、人権意識を高めます。
- 児童が学級や児童会等で自主的にいじめ問題について考え、取り組めるように支援します。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を観察し、児童の変化を見逃さないように努力します。
- 児童がいじめを相談しやすいよう、児童との信頼関係を深めます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報を真摯に受け止め、早期発見に生かしていくよう努めます。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるよう努力し、いじめが繰り返されないよう、組織として指導に努めます。
- 学校と保護者が一致協力して、いじめの解決に向け取り組めるよう努めます。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努めます。

(4) 地域や家庭・関係機関との連携

- より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように、学校運営協議会制度を活用し、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制をつくります。

(5) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、学校評価も活用し、定期的に見直しを行い、改善を図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ未然防止・早期発見対策・いじめ認知時の対応等を児童指導委員会の役割として、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図ります。

(1) 児童指導委員会（いじめ問題対策委員会）

① 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、教育相談担当、人権教育担当、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係職員（スクールカウンセラー等）

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査（Q-Uアンケート）の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置（一本化）と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 月1回、職員会議後に各学級の配慮児童について現状や指導の方針の共通理解

ウ 早期解決に向けた対応（いじめ認知時）

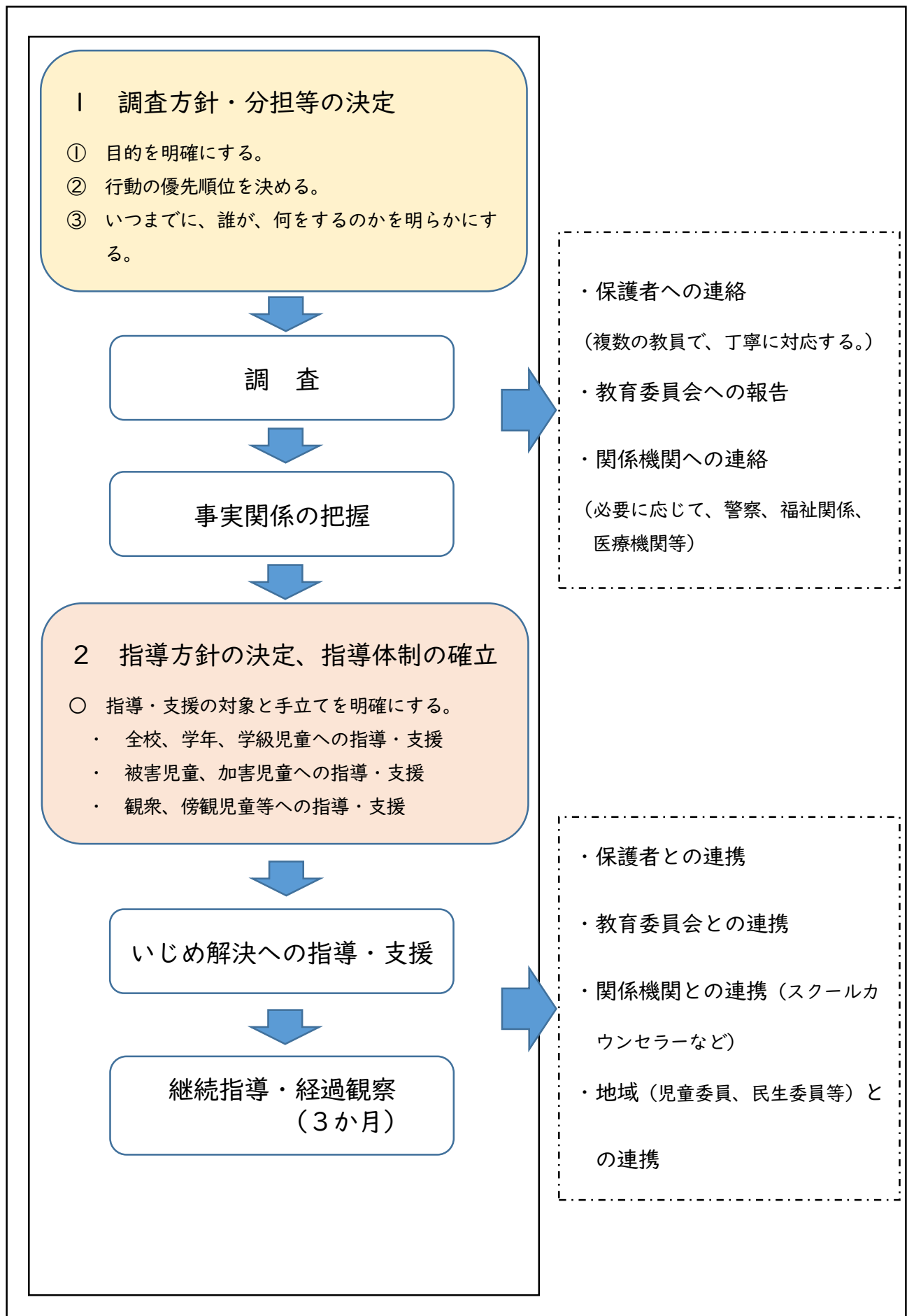
（ア）事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

（イ）対応の流れ

【図1参照】（次ページ）

【図1】対応の流れ



3 具体的対応

いじめの問題に対して、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け、組織的に対応します。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- 職員会議や朝の打合せ等の機会を捉えて研修を行い、教職員のいじめに対する意識の高揚に努めます。

② 校内の取組のチェック及びチェックに基づいた改善

- いじめに関する校内の取組のチェックを行い、チェックに基づいた改善を図ります。

③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動において、いじめのない学校づくりに向けた指導を、組織的かつ計画的に行えるよう努めます。

ア 分かる授業づくり（学業指導の充実）

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」をめざし、学びに向かう集団づくりに努めます。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」をめざし、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努めます。
(学力に対する自信のなさや不安、消極的な態度、冷やかしからかいの排除)
- ・ すべての教員が授業を公開し、互いに授業を参観します。(研究授業等)

イ 道徳教育の充実

- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成します。
- ・ 道徳の時間と体験学習を結びつけた指導を通して「心の教育」の充実を図ります。
思いやり・親切・人間愛 信頼・友情 生命の尊重 公德心 正義・公正・公平

ウ 特別活動の充実

- ・ あいさつ運動を推進します。(兄弟学級の児童による朝のあいさつ運動、学級や児童会の取組)
- ・ 各学級で、望ましい人間関係づくりに関する学級活動を実践します。
- ・ 異学年集団によるふれあい活動を通して、思いやりや助け合いの心を育てます。
(全校集会・きらきらタイム・清掃活動・委員会活動・クラブ活動・登校班など)

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 学習指導・児童指導すべての教育活動において、児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるような指導に努めます。
- ・ 人権週間での実践(人権に関する標語、人権集会、人権に関する授業、ビデオ視聴等)を通して、児童の人権意識を高めます。
- ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように注意するとともに、教職員一人一人が人権感覚を磨く努力をします。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した雰囲気作りを心掛けるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成します。

オ 一人一人を大切にする学級経営

- ・ Q-Uアンケートを年2回(6月・11月)実施し、結果を生かして改善に向けた指導をします。
- ・ 帰りの会等に互いのよさを認め合える機会をもちます。
- ・ ロング昼休みでの共遊(毎週水曜日)を通して、よりよい人間関係を育むよう努めます。

④ 保護者・地域との連携 「学校・家庭・地域がー丸となって子供の命を守る」

- 保護者や地域に向けて、学校の取組の発信に努めます。(PTA総会、学年懇談会、学校だより、ホームページ等)
- 学校運営協議会制度を活用し、学校と家庭・地域が連携・協働して子どもの悩みや相談を受け止められる体制をつくります。
- 地域の教育力(とちぎ未来アシストネット)を活用し、体験活動を生かした道徳教育を充実させます。
- 道徳の時間の授業を保護者や地域に公開します。

⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットの危険性を周知し、情報活用能力の育成・情報モラル向上のための指導を行います。
- 道徳や学級活動を活用し、児童一人一人に対して、情報機器のもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者に家庭のルールづくり、フィルタリングの設定、利用状況の把握の必要性を伝え、児童が適切に使用できるよう啓発に努めます。

(2) 早期発見に関する対応

早期発見の基本…①児童のささいな変化に気付くこと ②気付いた情報を確実に共有すること

③(情報に基づき)速やかに対応すること

① 情報の収集

次の方法で、児童のささいな変化を見逃さないようにし、情報の収集に努めます。

- 子どもの観察による気付き(朝、授業中、休み時間、下校時)
- 地域、保護者、児童からの相談・訴え
いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていきます。
- アンケートの実施(定期的ないじめ調査5・2月、教育相談アンケート10月)
- 教育相談の充実 … 教育相談週間(10月)一人一人の悩みに応じ、早期発見に努めます。
- 子どもと過ごす時間の確保…何気ない会話の中からいじめの兆候をつかむ努力をします。
- 養護教諭からの情報提供
- スクールカウンセラーからの情報提供
- 関係機関との情報交換(学童保育等)

② 情報の共有

おかしいと感じた児童がいる場合には、速やかに気付いたことを教職員で共有し、より大勢の目で当該児童を見守ります。

- 職員室での情報交換
- 朝の打合せ、職員会議での情報交換

- 進級時の引継ぎ

(3) 早期解決に向けた対応

① 児童指導委員会による調査

- 児童指導委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケート実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査します。その際、必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、スクールカウンセラーや外部専門家とも連携をとります。

② 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対して、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係わる情報を共有します。
- 双方の保護者に対して、いじめの早期解決のための協力を依頼します。

③ いじめられている児童及び保護者への支援

- いじめられた児童や保護者に対し、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保します。
- いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定します。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行います。

④ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚できるように努めます。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導します。
- いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるように、学校と保護者が協力して指導に当たります。

⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、なくそうとする態度を行き渡らせるようにします。
- はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導します。
- いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝えます。

⑥ ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、児童指導委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求めます。

⑦ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄の警察署と連携して対処します。

⑧ 重大事態への対応

- 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下の通り対応します。
 - ア 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求めます。

- イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師、スクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の児童指導委員会が中心となり、組織をあげて行います。
- ウ 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、組織をあげて行います。
- エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努めます。
- オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け、協力を依頼します。
- カ 児童指導委員会を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、組織をあげて着実に実践します。

「重大事態」とは…

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（具体的には、自殺の企図、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症などを想定）
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（具体的には、年間30日が目安であるが、一定期間連続して欠席しているような場合はその限りではない）

（４）いじめの解消

- いじめの行為が3か月止んでいることを注視します。
- いじめられた児童が心身の苦痛を感じていない ことを確認します。解消していない場合は、児童を徹底的に守り、安全を確保します。解消していない場合は対処プランを策定し、組織的に実行します。

【いじめ防止に関する年間計画】

活 動 内 容				
学校としての活動			児童による活動	
4月	○第1回いじめ問題対策委員会 ・「吹上小いじめ防止基本方針」の教職員及び保護者に対する周知、HPへの掲載 ・いじめ防止対策の計画・確認 ・校内研修の計画 ○第1回学校運営協議会での周知	児童自己肯定感を高める、居がいの学年会等による定期的な情報交換と道徳教育の充実の徹底	○児童会による「あいさつ運動」の計画と実施	児童会による運動・各月よのいめ学校生活の呼び掛け・異学年交流活動
5月	○第1回児童指導委員会 ・配慮を要する児童の周知 ・情報交換及び共通理解 ○教育相談週間（事前アンケート）実施①			
6月	○Q-Uアンケートの実施①（2～6年）		○人権集会（人権の花贈呈式）の実施	
7月	○「いじめに関するアンケート（市教委）」の実施 ○個人面談実施による情報収集			
8月			○“あったか栃木”いじめ防止フォーラム参加	
9月	○第2回学校運営協議会での協議（必要に応じて）		○“あったか栃木”いじめ防止フォーラム報告	
10月	○教育相談週間（事前アンケート）実施②			
11月	○いじめ防止に関するチェック（全職員） ○Q-Uアンケートの実施②（1～6年） ○人権教育研修会の実施 ○第3回学校運営協議会での協議（必要に応じて）			
12月	○校内人権週間の実施		○校内人権週間における活動（人権集会 他）	
1月	○教育相談週間（事前アンケート）実施③ ○第4回学校運営協議会での協議（必要に応じて）			
2月				
3月	○第2回いじめ問題対策委員会 ・「吹上小いじめ防止基本方針」の評価と見直し			